



～八尾市内の製造業を営む事業者の皆さまへ～

令和2年9月7日（月）から



八尾市製造業 サポート給付金



がはじまります！

申請期間は、令和2年9月7日(月)～10月31日(土) (当日消印有効)

●●●八尾市製造業サポート給付金とは●●●

新型コロナウイルス感染症拡大により、深刻な影響を受けている市内で製造業を営む皆さまの事業活動を応援することを目的に、**給付金30万円（一律）**を支給するものです。

対象要件

令和2年6月30日以前から八尾市内で製造業を営み、以下の対象要件を全て満たすことが必要です。

- (1) 従業員20人以下の製造業を営む事業者
- (2) 令和2年6月以前から引き続き同一の製造業を営み、今後も同事業を継続する見込みである
- (3) 新型コロナウイルス感染症発生に起因して、令和2年7月～9月の任意の月の売上が前年同月比で15%以上減少している

※※※申請方法等の詳細は市HPにて掲載予定です※※※

●お問合せ先●

八尾市製造業サポート給付金専用コールセンター

〒581-0006 八尾市清水町1-1-6

TEL:072-920-4123

コールセンターは
9月1日から開設！



「やお産業情報ポータル」のメルマガへご登録
いただくと、詳細をメルマガで受取れます！
<http://www.i-portal-yao.jp/>

現段階での詳細は市HPにて
コチラからご覧いただけます👉

<https://www.city.yao.osaka.jp/0000053365.html>

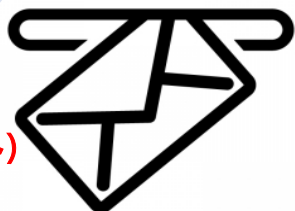


製造業サポート給付金申請手順

① 申請方法

郵送

(レターパックライト)



または



WEB

(オンライン)

② 必要書類

法人の方

- ①【法人用】申請書兼請求書（様式第1号-1）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③製造活動を行っていることがわかる書類
・履歴事項全部証明書（写）
・令和元年度の確定申告書（写） 等
- ④市内で製造業を営んでいることがわかる書類
例・建物の登記事項証明書（写）
例・建物の賃貸借契約書（写）
- ⑤売上の減少を確認できる書類
・前年度と今年度の当該月の売上台帳（写）
- ⑥振込先が確認できるもの
・通帳の写し

個人事業主の方

- ①【個人事業主用】申請書兼請求書（様式第1号-2）
- ②誓約書（様式第2号）
- ③製造活動を行っていることがわかる書類
・写真(製造現場外観・製造物・設備機器の3点)
・令和元年度の確定申告書（写） 等
- ④市内で製造業を営んでいることがわかる書類
例・建物の登記事項証明書（写）
例・建物の賃貸借契約書（写）
- ⑤売上の減少を確認できる書類
・前年度と今年度の当該月の売上台帳（写）
- ⑥本人確認ができるもの
例・免許証や健康保険証などの写し
- ⑦振込先が確認できるもの
・通帳の写し

③ 申請

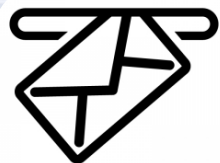


WEB申請の方

1. 八尾市製造業サポート給付金専用オンラインページにアクセス
2. メールアドレス・パスワードを登録し、登録IDを取得
3. 専用オンラインページにある所定のフォームに必要事項を入力&必要書類を添付し申請



★専用オンラインページへのアクセス
★申請書のダウンロード



郵送申請の方

〒581-0006

八尾市清水町一丁目1番6号 八尾商工会議所会館内

「八尾市製造業サポート給付金申請事務局」宛

レターパックライト（郵送物の追跡ができます）にて郵送

④ 支給

申請書類に不備等がなければ、おおむね2週間～3週間で指定口座に振込

●お問合せ先

八尾市製造業サポート給付金専用コールセンター

TEL:072-920-4123（土日祝を除く平日9時～17時）